

# 霜出小学校いじめ防止基本方針

## 学校教育目標

### ○ P T A ・ 校 区 との連携

- ・学級 PTA, PTA 代表委員会, PTA 総会の活用
- ・校区公民館運営審議会
- ・南九州市家庭教育支援条例

### 【心の教育推進委員会】

- 目的
  - ・ いじめはどの子どもにも起こりうる,どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ,児童の尊厳が守られ,児童をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

### ○ 組織構成・・・全教職員



### 【いじめ防止対策委員会】

- 目的
  - ・ いじめ事案に組織的に対応する。
- 組織構成・・・全職員, SC, 教育相談員, SSW (必要に応じた関係者及び専門家)

### ○ 関係機関との連携

- ・ 知覧交番
- ・ 霜出小を語る会 (学校評議委員会)
- ・ 南九州市福祉課
- ・ スクールカウンセラー, 教育相談員, スクールサポーター等
- 幼・保, 学童, 中学校との連携

### ○教育活動の重点

- ・ 指導体勢の確立
- ・ 全教育活動を通して「4感教育」の推進  
「信頼感」  
「成就感」  
「存在感」  
「自立感」
- ・ 人間的な心のふれあいの重視
- ・ 家庭・地域との連携

### ○児童の主体的な活動

- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 児童会活動の充実

### 【いじめの防止】

- いじめの態様や特質, 原因等について校内研修や職員会議等で周知を図り, 平素から教職員全員共通理解を図る。
- 道徳の時間や学級活動・児童会活動でいじめについて話し合い, 自分たちの問題として考えさせる。
- 毎学期「いじめ問題を考える週間」を実施し, 組織的にいじめ問題の未然防止に取り組む。
- 子どもの話をじっくりと聞く時間を設け, いじめの予兆を見逃さず積極的に認知する態勢を整える。

### 【いじめの早期発見】

- 「学校たのしいと」や教育相談の実施により, いじめの実態把握に取り組むとともに, 特に配慮が必要な児童について, 特性を踏まえた適切な支援, 保護者との連携, 周囲の児童に対する必要な指導を行う。
- 児童や保護者等からいじめ (疑いを含む) に係る情報が寄せられた時は, 直ちに「心の教育推進委員会」に報告し, 学校の組織的対応につなげる。
- 携帯電話やインターネット利用等の情報モラル教育を発達段階に応じて推進するとともに, 「学校ネットパトロール事業」等を活用し, ネットいじめの早期発見を図る。

### 【いじめに対する措置】

- いじめられた児童に対して事実確認を行い, 直ちに家庭訪問をし保護者や児童に「先生たちは必ず守り通す」という姿勢を明確に示す。
- いじめた児童に対して, いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。そして速やかに組織的に対応し, 被害児童を守り通すとともに, 教育的配慮の下, 毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ, 関係機関と連携を行う。
- 重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

### ○生徒指導体制

- ・ 全職員の共通理解
- ・ 実践
- ・ 心の教育推進委員会の充実
- ・ 職員朝会後の連絡会

### ○相談体制

- ・ 家庭訪問
- ・ 教育相談

### ○職員研修の重点

- ・ SSW との連携
- ・ 啓発資料の活用
- ・ 外部講師の招聘
- ・ ネットいじめ等への対処法に関する研修

## 【早期対応の基本的な流れ】

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と生徒指導主任等の2人以上で事情を聴き取り、確認した上で統一様式用の紙に記入する。生徒指導主任が、その日に、いじめ問題等対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会へ連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図るようになる。

### いじめ情報の入手

状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

#### 【情報収集の内容】

- 誰が誰をいじめているのか。(加害者と被害者の確認)
- いつ、どこで起こったのか。(時間と場所の確認)
- どんな内容のいじめか。(内容)
- どんな被害を受けたのか。(内容)
- いじめのきっかけは何か。(背景と要因)
- いつ頃から、どれくらい続いているのか。(期間)

#### 【情報収集の手段】

- アンケートの実施
- 保護者との連絡
- 日記、連絡帳など
- 日常生活の観察
- 子供との会話
- 教育相談
- 養護教諭との連携
- 学校ネットパトロール

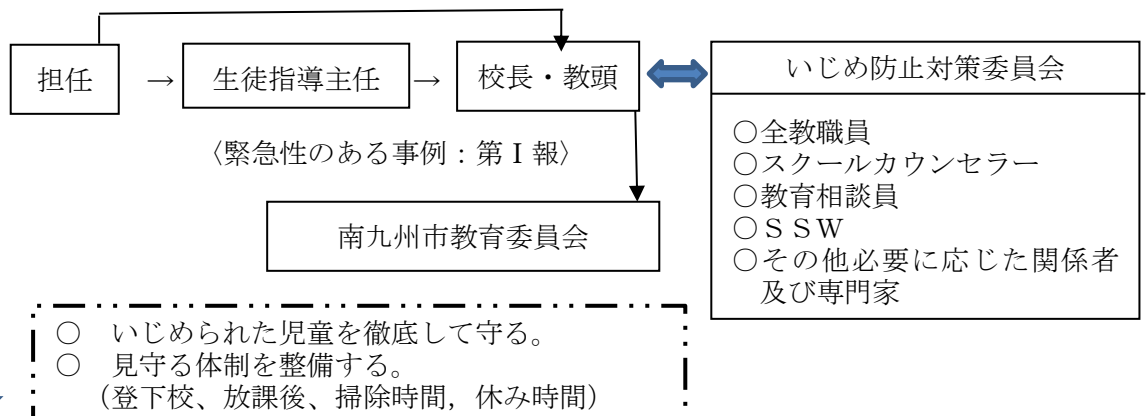
#### 【情報入手の留意点】

- 「いじめはない」など個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

#### 【担任が陥りやすい傾向】

- 自分の責任と思ひ込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

### いじめ対応チームの編成



## いじめ対応方針の決定・役割分担

### 【対応方針会議での協議内容】

- 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか）
- 詳細な調査の必要性（調査内容と方法の検討）
- 具体的な指導・援助の方法検討（役割分担、支援チームの構成）
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応 ○ 関係機関との連携の方向性

対応方針について

教育委員会へ相談  
【教頭】

### 【役割分担】

〔担任、生徒指導主任〕 ○いじめられた児童の事情聴取と支援  
○いじめた児童の事情聴取と指導

→ 校長及び教頭へ報告 → 指示

〔教頭〕 ○保護者への対応 ○関係機関への対応  
○教育委員会への対応方針について連絡・相談

〔教務〕 ○周囲の児童と全体児童への指導

## 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### 【児童】

- いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報のくい違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

### 【保護者】

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### 具体的な対応の仕方

#### 【いじめられた児童への基本的な関わり方】

- ① 児童の安全確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

※ 上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

#### 【いじめられた児童への対応】

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応と一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、本人に相談することの重要性を伝える。
- ④ よい点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活動の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

### 【いじめられた児童と個別面談をする際の留意点】

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は、心のケアの次の段階。

### 【いじめた児童への基本的な関わり方】

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられて児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

※ 上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化・潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

### 【いじめた児童への対応】

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦悩を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子供からの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子供の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても理解しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ 懲戒を加える場合には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、生長を促す目的で行う。
- ⑨ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### 【いじめた児童と個別面談をする際の留意点】

- ① 「開き直り」に対処する。  
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。  
「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非があるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と、異間の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。  
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」と、自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたら、あなたはどうか思う」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に視点を当て、それはいけない行為なのだと指摘する。

### 【いじめられた児童の保護者への対応】

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申出に対して弾力的に対応する。

### 【いじめた児童の保護者への対応】

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子供や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子供のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

### 【傍観者への対応】

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、「チクリ」ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

## いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 指導体制の検討・今後の対応

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

### 【いじめ対応チームによる対応】

- 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況） → 【学級担任，養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援） → 【生徒指導主任，管理職】
- 保護者との連携支援 → 【学級担任，管理職】
- 関係機関との連携支援 → 【管理職，スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会への報告 → 【管理職】